

# 大分県報

平成三十年  
号外 (四)  
三月三十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

議決された予算の要領……………1

### 告示

#### 大分県告示第二百六十二号

平成三十年大分県議会第一回定例会で議決された予算の要領は、次のとおりである。  
平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成30年度 大分県一般会計予算

平成30年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,945,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 県 税	1 県民税	39,541,867
	2 事業税	25,796,473
	3 地方消費税	31,040,948
	4 不動産取得税	2,544,371
	5 県たばこ税	1,283,127
	6 コルツ場利用税	337,787
	7 自動車取得税	1,434,582
	8 軽油引取税	9,136,887
	9 自動車税	14,269,055
	10 鉱区税	10,748
	11 狩猟税	18,833
	12 産業廃棄物税	285,322
2 地方消費税清算金		44,311,000
1 地方消費税清算金		44,311,000

3 地方譲与税		20,723,000								1 国庫負担金	26,985,703	
		1 地方法人特別譲与税								17,986,000	2 国庫補助金	64,701,785
		2 地方揮発油譲与税								2,619,000	3 委託金	1,483,135
		3 石油方譲与税								114,000		
4 地方特例交付金		501,000								1 財産運用収入	965,754	
		1 地方特例交付金								501,000	2 財産売却収入	545,355
		4 航空機燃料譲与税								4,000		
5 地方交付税		167,500,000								1 財産附金	31,109	
		1 地方交付税								167,500,000		
6 交通安全対策特別交付金		349,000								11 寄附金	31,109	
		1 交通安全対策特別交付金								349,000		
7 分担金及び負担金		3,891,260								12 繰入金	23,566,124	
		1 分担金								202,670		
		2 負担金								3,688,590		
8 使用料及び手数料		7,792,933								13 繰越金	100	
		1 使用料								5,991,294		
		2 手数料								1,801,639		
9 国庫支出金		93,170,623								14 諸収入	57,208,742	

	6 利子割精算金収入	1	
	7 雑入		3,709,663
15 県債			70,689,000
	1 県債		70,689,000
歳入合計			616,945,000
(歳出)			
款	項	金額	千円
1 議会費	1 議会費		1,148,062
			1,148,062
2 総務費			25,787,098
	1 総務管理費		10,219,953
	2 企画費		7,627,639
	3 徴税費		4,486,223
	4 市町村振興費		781,439
	5 選挙費		302,655
	6 防災費		1,638,910
	7 統計調査費		373,242
	8 人事委員会費		144,686
	9 監査委員費		212,351
<b>3 福祉生活費</b>			
			64,192,607
	1 社会福祉費		43,998,110
	2 児童福祉費		18,408,212
	3 生活保護費		1,680,578
	4 災害救助費		105,707
<b>4 保健環境費</b>			
			34,529,140
	1 公衆衛生費		24,087,130
	2 環境保全費		2,141,610
	3 保健所費		1,814,369
	4 医務費		5,152,621
	5 薬務生活衛生費		1,333,410
<b>5 労働費</b>			
			2,263,905
	1 労政費		180,273
	2 職業訓練費		1,563,558
	3 雇用対策費		429,880
	4 労働委員会費		90,194
<b>6 農林水産業費</b>			
			50,620,019
	1 農業費		10,811,294
	2 畜産業費		4,561,829
	3 農地費		17,108,045
	4 林業費		12,277,736

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

四

7 商 工 費	5 水 産 業 費	5,861,115	6 大 学 費	3,495,868					
		49,608,030		7 社 会 教 育 費	1,674,657				
8 土 木 費	1 中 小 企 業 費	38,658,741	8 保 健 体 育 費	5,406,000					
		2 工 鉱 業 費		10,235,070					
		3 観 光 費		714,219					
		<b>81,806,826</b>	11 災 害 復 旧 費	14,881,790					
		12 公 債 費		1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	5,508,399				
					13 諸 支 出 金	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,373,391		
							1 公 債 費	83,033,818	
1 積 立 金	296,690								
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	26,220,602	2 地 方 消 費 税 清 算 金	29,919,767					
		2 警 察 活 動 費		1,272,960					
10 教 育 費	1 教 育 總 務 費	11,375,501	3 利 子 割 交 付 金	206,193					
		14 予 備 費		4 配 当 割 交 付 金	439,128				
					5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	391,040			
						6 地 方 消 費 税 交 付 金	22,293,477		
							7 コ ー ナ ー 場 利 用 税 交 付 金	236,509	
								8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	953,997
9 利 子 割 精 算 金	1								
	2 小 学 校 費	41,397,536	7 公 債 費	83,033,818					
		13 諸 支 出 金		1 公 債 費	54,736,802				
					14 予 備 費	2 地 方 消 費 税 清 算 金	29,919,767		
							5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	391,040	
								6 地 方 消 費 税 交 付 金	22,293,477
	3 中 学 校 費	24,217,150	7 コ ー ナ ー 場 利 用 税 交 付 金	236,509					
		9 警 察 費		1 警 察 管 理 費	27,493,562				
					10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,272,960		
							11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	5,508,399
									12 公 債 費
	4 高 等 学 校 費	29,249,425	8 保 健 体 育 費	5,406,000					
		13 諸 支 出 金		1 公 債 費	83,033,818				
					14 予 備 費	2 地 方 消 費 税 清 算 金	29,919,767		
							5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	391,040	
								6 地 方 消 費 税 交 付 金	22,293,477
	5 特 別 支 援 教 育 費	9,857,204	7 公 債 費	170,000					
		9 警 察 費		1 警 察 管 理 費	27,493,562				
					10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,272,960		
							11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	5,508,399
									12 公 債 費
	1 教育 總務 費	11,375,501	8 保 健 体 育 費	5,406,000					
		13 諸 支 出 金		1 公 債 費	83,033,818				
					14 予 備 費	2 地 方 消 費 税 清 算 金	29,919,767		
							5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	391,040	
								6 地 方 消 費 税 交 付 金	22,293,477
	2 小学 校 費	41,397,536	7 公 債 費	170,000					
		9 警 察 費		1 警 察 管 理 費	27,493,562				
					10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	1,272,960		
							11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	5,508,399
									12 公 債 費

歳出合計	616,945,000		
	債	務	負
第2表	事項	行	為
	項目	期間	限度額
1	人事管理システム再開発事業	平成30年度から平成31年度まで	千円 25,285
2	地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	平成30年度から平成40年度まで	共同発行総額1,207,000,000千円から大分県の発行額15,000,000千円を除いた額1,192,000,000千円並びにその利子
3	自動車税納税通知書作成等業務委託料	平成30年度から平成31年度まで	12,072
4	ラグビーワールドカップ開催準備事業	平成30年度から平成31年度まで	90,240
5	おおいた子育てほっとクーポン活用事業	平成30年度から平成33年度まで	66,920
6	県立病院精神医療センター整備事業	平成30年度から平成31年度まで	372,642
7	災害対策本部等機能強化事業	平成30年度から平成31年度まで	475,113
8	信用保証協会の中小企業制度資金(一般分)の貸付けに伴う保証料率軽減に対する補助	平成30年度から平成49年度まで	1,533,724
9	企業立地促進事業	平成30年度から平成31年度まで	200,000
10	職業訓練等業務委託料	平成30年度から平成32年度まで	189,195
	11 おおいたの産業人材確保・育成事業	平成30年度から平成32年度まで	203,216
	12 農業近代化資金等利子補給	平成30年度から平成56年度まで	262,550
	13 天災融資法に基づく災害資金損失補償	平成30年度から平成43年度まで	16,852
	14 災害資金利子補給	平成30年度から平成37年度まで	5,751
	15 特定災害資金利子補給	平成30年度から平成37年度まで	1,433
	16 活動火山降灰対策緊急資金利子補給	平成30年度から平成35年度まで	

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

五

17	農業経営負担軽減支援資金利子補給	平成30年度から平成46年度まで	35,219				違約金 年 10.95%
18	畜産特別資金利子補給	平成30年度から平成56年度まで	5,465				386,000
19	漁業近代化資金利子補給	平成30年度から平成51年度まで	188,776				170,000
20	漁業経営維持安定資金利子補給	平成30年度から平成41年度まで	7,999				90,000
21	漁業調査船代船建造事業	平成30年度から平成31年度まで	345,574				127,119
22	公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。）が農地中間管理機構（以下機関欄及び限度額欄において「乙」という。）に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについてその損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。	甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで	1 損失補償の額 貸付金の償還期限（甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。）において甲が返済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額 2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。 3 乙の主な借入条件 (1) 借入金額 165,000千円 (2) 利率 無利子 (3) 償還期限 借入日から10年以内 (4) 延滞金及び違約金の計算利率 年 10.95%				480,850
23	農業水利保全昭和井路2期地区頭首工改修事業	平成30年度から平成31年度まで					210,000
24	農業水利保全富士緒地区施設整備事業	平成30年度から平成31年度まで					352,800
25	農業水利保全白水地区水路橋改修事業	平成30年度から平成31年度まで					128,900
26	障害防止玖珠地区周辺水路改修事業	平成30年度から平成31年度まで					184,000
27	障害防止宇佐地区周辺水路改修事業	平成30年度から平成31年度まで					74,480
28	防災ダム乙見溜池地区堤体建設事業	平成30年度から平成32年度まで					100,000
29	防災ダム放生溜池地区堤体建設事業	平成30年度から平成32年度まで					134,000
30	防災ダム本田溜池地区堤体建設事業	平成30年度から平成31年度まで					
31	ため池等竹田南部地区整備事業	平成30年度から平成31年度まで					
32	危険ため池前田池地区堤体改修事業	平成30年度から平成31年度まで					
33	危険ため池柿迫池地区堤体改修事業	平成30年度から平成32年度まで					
34	危険ため池庄蔵谷池地区堤体改修事業	平成30年度から平成32年度まで					

35	危険ため池下司地区堤体改修事業	平成30年度から平成31年度まで		80,000	47	国道217号道路改良事業（一尺屋工区）	平成30年度から平成31年度まで	80,000
36	危険ため池北杵築地区堤体改修事業	平成30年度から平成32年度まで		220,000	48	国道442号道路改良事業（宗方工区）	平成30年度から平成32年度まで	500,000
37	危険ため池中の迫溜池地区堤体改修事業	平成30年度から平成31年度まで		80,000	49	国道442号道路改良事業（久住工区）	平成30年度から平成31年度まで	100,000
38	危険ため池仏ヶ迫溜池地区堤体改修事業	平成30年度から平成31年度まで		72,700	50	県道日之影字目線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	40,000
39	危険ため池中間大池地区堤体改修事業	平成30年度から平成31年度まで		183,700	51	県道中津高田線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	90,000
40	河川工作物相原地区用排水施設改修事業	平成30年度から平成31年度まで		207,400	52	県道庄内久住線道路改良事業（久住工区）	平成30年度から平成31年度まで	120,000
41	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金こと の債務保証契約 に定めるところ による。	大分県土地開発公社が金融 機関から借り入れる事業資金 の総額6,000,000千円並びに その利子及び遅延利息		53	県道庄内久住線道路改良事業（大龍工区）	平成30年度から平成31年度まで	60,000
42	国道197号道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで		250,000	54	県道庄内久住線道路改良事業（楯手工区）	平成30年度から平成31年度まで	60,000
43	国道212号道路改良事業（耶馬溪工区）	平成30年度から平成32年度まで		4,000,000	55	県道豊後高田安岐線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	90,000
44	国道212号道路改良事業（日田工区）	平成30年度から平成32年度まで		650,000	56	県道三重弥生線道路改良事業（小半橋工区）	平成30年度から平成31年度まで	70,000
45	国道213号道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで		300,000	57	県道三重弥生線道路改良事業（松尾2工区）	平成30年度から平成31年度まで	50,000
46	国道217号道路改良事業（平岩松崎工区）	平成30年度から平成31年度まで		650,000	58	県道玖珠山国線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	200,000
					59	県道古江丸市尾線道路改良事業	平成30年度から平成32年度まで	2,000,000

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

七

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

八

60	県道国東安岐線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	200,000	73	国道442号道路施設補修事業	平成30年度から平成31年度まで	32,000
61	県道糸原杵築線道路改良事業	平成30年度から平成32年度まで	400,000	74	県道大分臼杵線道路施設補修事業	平成30年度から平成31年度まで	116,000
62	県道小狭間大分線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	90,000	75	県道大在大分港線道路施設補修事業 (大在大橋)	平成30年度から平成31年度まで	212,000
63	県道四浦日代線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	70,000	76	県道大在大分港線道路施設補修事業 (家島橋)	平成30年度から平成31年度まで	72,000
64	県道田野庄内線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	80,000	77	県道大在大分港線道路施設補修事業 (三海橋)	平成30年度から平成31年度まで	60,000
65	県道栃野西大山線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	220,000	78	県道大在大分港線道路施設補修事業 (弁天大橋)	平成30年度から平成31年度まで	56,000
66	県道新城山香線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	60,000	79	県道臼杵坂ノ市線道路施設補修事業	平成30年度から平成31年度まで	110,000
67	県道川上玖珠線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	100,000	80	県道鶴崎大南線道路施設補修事業	平成30年度から平成31年度まで	127,040
68	県道高崎大分線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	60,000	81	県道長良木立線道路施設補修事業	平成30年度から平成31年度まで	120,000
69	県道平原耶馬溪線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	130,000	82	県道中判田大飼線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	60,000
70	県道大泊浜徳浦線道路改良事業	平成30年度から平成31年度まで	70,000	83	桂川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで	10,000
71	国道442号交通安全事業	平成30年度から平成31年度まで	40,000	84	八坂川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで	140,000
72	県道湯平温泉線道路防災事業	平成30年度から平成31年度まで	100,000	85	大谷川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで	100,000



86	大野川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで		60,000	99 鶴河内川災害関係受託事業	平成30年度から平成31年度まで		11,064
87	大肥川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで		100,000	100 土木施設災害復旧事業	平成30年度から平成31年度まで		100,000
88	山国川河川改修事業	平成30年度から平成31年度まで		100,000	101 東小川川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
89	金吉川河川整備事業	平成30年度から平成31年度まで		70,000	102 立平谷川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
90	津民川河川整備事業	平成30年度から平成31年度まで		30,000	103 福良川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
91	武蔵川河川整備事業	平成30年度から平成31年度まで		50,000	104 追ノ奥川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
92	大分川障害防止対策事業	平成30年度から平成31年度まで		75,388	105 竹野浦川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
93	那館川障害防止対策事業	平成30年度から平成31年度まで		52,598	106 丸ばえ川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
94	鶴河内川災害関連事業	平成30年度から平成31年度まで		128,830	107 津志河内川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
95	小野川災害関連事業	平成30年度から平成31年度まで		41,550	108 北平川通常砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
96	有田川災害関連事業	平成30年度から平成31年度まで		24,469	109 朝日川火山砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
97	米玉ダム建設事業	平成30年度から平成33年度まで		1,050,000	110 上園川火山砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000
98	大肥川災害関係受託事業	平成30年度から平成31年度まで		52,790	111 大分川火山砂防事業	平成30年度から平成31年度まで		20,000

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

10

112 下矢倉川火山砂防事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000	125 県立スポーツ施設建設事業	平成30年度から 平成31年度まで	600,140
113 中野川火山砂防事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
114 横道川火山砂防事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
115 町川火山砂防事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
116 五名川火山砂防事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
117 湯平地区地すべり対策事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
118 瀬の口地区地すべり対策事業	平成30年度から 平成31年度まで		20,000			
119 生活排水処理施設整備補助	平成30年度から 平成42年度まで		285,588			
120 大分スポーツ公園総合競技場施設整備事業	平成30年度から 平成31年度まで		203,456			
121 県有建築物防災対策推進事業	平成30年度から 平成31年度まで		176,112			
122 営繕関係受託事業	平成30年度から 平成31年度まで		1,661,358			
123 人事管理システム再開発事業	平成30年度から 平成31年度まで		54,365			
124 県立図書館カウンター業務委託料	平成30年度から 平成33年度まで		112,349			

第3表

## 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災情報伝達体制整備費	千円 101,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
防災施設整備費	77,000			
社会福祉施設整備費	116,000			
土地改良費	1,958,000			
農地防災事業費	846,000			
林道費	186,000			
造林費	152,000			
治山費	1,485,000			
沿岸漁場基盤整備費	325,000			
漁港費	659,000			
共生のまち整備費	72,000			
道路費	19,305,000			

平成三十年三月三十日

大分県報号外（告示）

一一

河川費	6,462,000		
海岸防費	430,000		
砂防費	2,862,000		
港湾費	899,000		
空港建設費	442,000		
街路費	638,000		
都市環境整備費	24,000		
住宅建設費	276,000		
防災対策推進費	1,303,000		
県立学校施設整備費	2,300,000		
県立スポーツ施設整備費	227,000		
警察施設整備費	603,000		
交通安全施設整備費	235,000		
土木施設災害復旧費	3,008,000		

漁港施設災害復旧費	33,000		
治山施設災害復旧費	106,000		
臨時財政対策債	25,559,000		
合 計	70,689,000		

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

平成30年度 大分県公債管理特別会計予算

平成30年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,605,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 公債管理費	1 繰入金	79,979,478
		2 県債
	歳入合計	130,605,478
(歳出)		
款	項	金額
1 公債管理費	1 公債費	130,605,478
		歳出合計

第2表

## 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 50,626,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れられる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができない。

平成30年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,692,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費	1 分担金及び負担金	33,458,795
	2 国庫支出金	36,195,145
	3 繰入金	7,471,632
	4 諸収入	44,566,811
歳入合計		121,692,383
(歳出)		
款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円
	1 国民健康保険事業費	121,692,383
歳出合計		121,692,383

平成30年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,814千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金	1 繰入金	6,631
	2 繰越金	108,556
	3 諸収入	63,627
歳入合計		178,814
(歳出)		
款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円
	1 母子父子寡婦福祉資金	178,814
歳出合計		178,814

平成30年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

平成30年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算)				2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,483千円と定める。				第1表 歳入歳出予算			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。				第1表 歳入歳出予算			
(歳入)				(歳入)			
歳入歳出予算		歳入歳出予算		歳入歳出予算		歳入歳出予算	
款	項	金額	千円	款	項	金額	千円
1 中小企業設備導入資金	1 繰入金	繰入金	36,358	1 流通業務団地造成事業費	1 財産収入	財産収入	642,014
		繰越金	3,470			繰入金	642,014
		諸収入	52,655			土地造成費	642,014
	歳入合計	92,483	歳入合計		642,014		
(歳出)				(歳出)			
款		項		金額		千円	
1 中小企業設備導入資金		1 中小企業設備導入資金		92,483		92,483	
平成30年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算 平成30年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ642,014千円と定める。				平成30年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算 平成30年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,008,132千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 第1表 歳入歳出予算			

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

一七

(歳入)		2 木材産業等高度化推進資金		229
款	項	金	額	
1 貸付助定			千円	1,008,132
	1 繰入	金		187,500
	2 繰越	金		210,300
	3 諸収	入		606,850
2 業務助定				3,482
	1 繰入	金		3,253
	2 諸収	入		229
歳入合計				1,008,132
(歳出)				
款	項	金	額	
1 貸付助定			千円	1,004,650
	1 林業・木材産業改善資金			250,000
	2 木材産業等高度化推進資金			750,000
	3 林業就業促進資金			4,650
2 業務助定				3,482
	1 林業・木材産業改善資金			3,253
<p>平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算                  平成30年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。                  (歳入歳出予算)  <b>第1条</b> 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,910千円と定める。                  2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。                  第1表</p>				
(歳入)		歳入歳出予算		
款	項	金	額	
1 貸付助定			千円	200,000
	1 繰越	金		165,704
	2 諸収	入		34,296
2 業務助定				1,910
	1 繰入	金		1,910
歳入合計				201,910
(歳出)				
款	項	金	額	
1 貸付助定			千円	200,000

	1 沿岸漁業改善資金		200,000		6 県	債	47,000
<b>2 業務助定</b>			1,910				562,255
	1 沿岸漁業改善資金		1,910				
<b>歳入合計</b>			201,910				
平成30年度 大分県営林事業特別会計予算							
平成30年度大分県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)							
<b>第1条</b>	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ562,255千円と定める。						
<b>2</b>	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。						
(地方債)							
<b>第2条</b>	地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。						
第1表							
歳入歳出予算							
(歳入)							
款	項	金額					
		千円					
<b>1 県営林事業費</b>		562,255					
	1 使用料及び手数料	34					
	2 財産収入	413,038					
	3 繰入金	99,415					
	4 繰越金	1					
	5 諸収入	2,767					
				<b>歳入合計</b>			562,255
				<b>歳出合計</b>			562,255
					1 県営林事業費		324,896
					2 県民有林事業費		237,359

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

一九

第2表

## 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 43,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県営林造成事業費	4,000			
合 計	47,000			

平成30年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

平成30年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ405,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

**第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表

歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

		<b>1 大分臨海工業地帯建設事業費</b>		405,727
		1 土 地 造 成 費		405,727
<b>歳 入 歳 出 予 算</b>		<b>歳 出 合 計</b>		<b>405,727</b>
		第2表		
		債務 負 担 行 為		
		事 項	期 間	限 度 額
		6号地事業	平成30年度から 平成31年度まで	千円 125,000
		第1表		
		歳 入 歳 出 予 算		
		(歳 入)		
款	項	金 額		
<b>1 大分臨海工業地帯建設事業費</b>		千円 405,727		
	1 財 産 収 入	7,500		
	2 繰 入 金	213,127		
	3 繰 越 金	100		
	4 県 債	185,000		
<b>歳 入 合 計</b>		<b>405,727</b>		
(歳 出)				
款	項	金 額		
		千円		

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

第3表

## 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	千円 185,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財務融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

平成30年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,809,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 港湾施設整備事業費		千円
	1 使用料及び手数料	1,394,736
	2 県債	415,000
<b>歳入合計</b>		<b>1,809,736</b>
(歳出)		
款	項	金額
1 港湾施設整備事業費		千円
	1 港湾施設整備事業費	1,809,736
<b>歳出合計</b>		<b>1,809,736</b>

第2表

## 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 415,000	証券借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。



平成30年度 大分県用品調達特別会計予算

平成30年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,354,109千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表

歳入	歳入歳出予算		金額
	歳入	歳出	
1 用品調達費	1 用品収入		1,353,000
	2 繰越金		1,109
歳入合計			1,354,109
(歳出)			
1 用品調達費	1 用品調達費		1,354,109
	歳出合計		1,354,109

第2表

債務負担行為

事項	期間	限度額
用品購入費	平成30年度から平成31年度まで	千円 597,299

平成30年度 大分県病院事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成30年度大分県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病床数 578床  
一般病床 566床  
感染症病床 12床
- 2 年間延患者数 366,744人  
入院 156,494人  
外来 210,250人
- 3 一日平均患者数 1,287人  
入院 429人  
外来 858人
- 4 建設改良計画 1,841,380千円  
資産購入関係 500,000千円  
医療機械器具 500,000千円  
建築事業関係 1,341,380千円  
改築工事他 1,341,380千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収入
- 第1款 病院事業収益**
- 第1項 医療収益 16,507,122千円
  - 第2項 医療外収益 15,384,184千円
  - 第3項 特別利益 1,103,091千円
- 19,847千円

支 出

第1款 病院事業費用

16,175,749千円

第1項 医 業 費 用 16,059,932千円

第2項 医 業 外 費 用 113,817千円

第3項 特 別 損 失 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する902,964千円は過年度分損益勘定留保資金766,563千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,401千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入

1,914,456千円

第1項 企 業 債 1,384,000千円

第2項 負 担 金 488,395千円

第3項 補 助 金 42,061千円

支 出

第1款 資本的支出

2,817,420千円

第1項 建 設 改 良 費 1,841,380千円

第2項 企 業 債 償 還 金 969,360千円

第3項 他 会 計 からの借入金償還金 6,680千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大分県立病院大規模改修2期工事	平成30年度から 平成32年度まで	千円 198,283
県立病院精神医療センター整備事業	平成30年度から 平成31年度まで	1,512,642

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
改築事業費	千円 1,184,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れれる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、3年以内のすえ置期間を含め、30年以内 に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要 綱による。
医療機器整備事業費	200,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れれる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、1年以内のすえ置期間を含め、5年以内 に元利均等、元金均等などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は借入先の定めるところ又は発行要 綱による。
合 計	1,384,000			

平成三十年三月三十日

大分県報号外(告示)

二七

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 7,444,544千円
- 2 交際費 250千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,393,049千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種	名	数量
		医療機械器具	

平成30年度 大分県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度大分県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 年間販売電力量 191,684,354kWh
- 2 主たる建設計画
  - (1) 大野川発電所リニューアル事業 1,224,156千円
  - (2) 北川ダム維持流量放流設備新設事業 347,530千円
  - (3) 別府発電所リニューアル事業 108,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益

- 第1項 営業収益 2,358,156千円
- 第2項 財務収益 2,193,199千円
- 第3項 事業外収益 62,249千円
- 第4項 特別利益 102,408千円

支出

第1款 電気事業費用

- 第1項 営業費用 2,677,278千円
- 第2項 財務費用 2,007,945千円
- 第3項 事業外費用 37,109千円
- 第4項 特別損失 21,614千円
- 第5項 予備費 600,610千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,278,732千円は、中小水力発電開発改良積立金240,399千円、建設改良積立金709,846千円、地域振興積立金50,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83,709千円及び過年度分損益勘定留保資金194,778千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入

- 第1項 企業債 1,239,867千円
- 第1項 企業債 1,144,000千円
- 第2項 負担金 95,515千円
- 第3項 投資償還金 352千円

支出

第1款 資本的支出

- 第1項 建設改良費 2,518,599千円
- 第1項 建設改良費 2,140,129千円
- 第2項 企業債償還金 318,470千円
- 第3項 繰出金 50,000千円
- 第4項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
別府発電所リニューアル事業	平成30年度から 平成36年度まで	千円 1,090,800
北川ダム諸量装置及び放流自動警報装置更新事業	平成30年度から 平成32年度まで	659,892
大野川発電所リニューアル事業	平成30年度から 平成32年度まで	437,400
芹川第一・第二発電所リニューアル事業	平成30年度から 平成31年度まで	151,200
北川ダム維持流量放流設備新設事業	平成30年度から 平成31年度まで	13,642

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

--

--

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大野川発電所リニューアル事業	千円 1,144,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れられる。証券発行の場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財務の都合により、すえ置き、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

<p>(一時借入金)</p> <p><b>第7条</b> 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。 (予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p><b>第8条</b> 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>1 営業費用と事業外費用 (議会の議決を経なければ流用することできない経費)</p> <p><b>第9条</b> 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>1 職員給与費 759,333千円 2 交際費 432千円 (たな卸資産購入限度額)</p> <p><b>第10条</b> たな卸資産の購入限度額は、21,600千円と定める。 平成30年度 大分県工業用水道事業会計予算 (総則)</p> <p><b>第1条</b> 平成30年度大分県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)</p> <p><b>第2条</b> 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <p>1 給水事業所数 43事業所 2 年間総給水量 201,863,250㎥ 3 1日平均給水量 553,050㎥ 4 主たる建設計画 (1) 6号地C-2地区配水管等布設工事 132,840千円 (2) 大津留浄水場高圧ケーブル布設工事 32,519千円 (3) 判田浄水場分水井耐震化工事 30,240千円 (収益的収入及び支出)</p> <p><b>第3条</b> 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p>収 入</p> <p><b>第1款 工業用水道事業収益 2,382,922千円</b> 第1項 営業収益 2,164,492千円 第2項 営業外収益 218,130千円</p>	<p>第3項 特別利益 300千円 支 出</p> <p><b>第1款 工業用水道事業費用 2,270,343千円</b> 第1項 営業費用 2,127,332千円 第2項 営業外費用 132,711千円 第3項 特別損失 300千円 第4項 予備費 10,000千円 (資本的収入及び支出)</p> <p><b>第4条</b> 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額684,066千円は、地域振興積立金100,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,305千円及び過年度分損益勘定留保資金566,761千円で補てんするものとする。)</p> <p>収 入</p> <p><b>第1款 資本的収入 1,169,134千円</b> 第1項 補助金 21,800千円 第2項 負担金 147,191千円 第3項 投資償還金 1,000,143千円 支 出</p> <p><b>第1款 資本的支出 1,853,200千円</b> 第1項 建設改良費 380,798千円 第2項 企業償還金 362,402千円 第3項 投資その他の資産 1,000,000千円 第4項 繰出金 100,000千円 第5項 予備費 10,000千円 (債務負担行為)</p> <p><b>第5条</b> 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。</p> <table border="1" data-bbox="247 1120 391 2116"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>期 間</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6号地C-2地区配水管等布設工事</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>千円 30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一時借入金)</p> <p><b>第6条</b> 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。</p>	事 項	期 間	限 度 額	6号地C-2地区配水管等布設工事	平成30年度から平成31年度まで	千円 30,000
事 項	期 間	限 度 額					
6号地C-2地区配水管等布設工事	平成30年度から平成31年度まで	千円 30,000					

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 412,862千円

2 交際費 108千円

(たな卸資産購入限度額)

**第9条** たな卸資産の購入限度額は、36,600千円と定める。